

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に勤務していたところ、平成○年○月○日午後5時40分頃、夜勤のため自家用車で出勤途上に追突事故（以下「本件事故」という。）により負傷した。

請求人は、同月○日にB医院を受診し、「頭痛、頸椎捻挫、右膝関節打撲」（以下「原傷病」という。）と診断され、同年○月○日まで通院療養した。その後、請求人は右膝部分の痛みが強くなり、平成○年○月○日にC病院を受診し、「右変形性膝関節症、右膝内側半月板損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、原傷病及び本件傷病は、通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人のB医院での治療費については通勤によるものと認めたが、C病院での治療費については、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日の交通事故により右膝を負傷したものであり、本件傷病が右膝という同一部位であることを考えれば、本件傷病と本件事故との間に相当因果関係があるとみるのが妥当である旨主張しているので、以下に検討する。
- (2) 医証を確認すると、請求人は平成○年○月○日の交通事故後そのまま出勤し、同月○日に初めてB医院に受診している。D医師は、平成○年○月○日付け面接調査顛末書において、請求人の右膝部には骨折等の異常は認めなかったこと、交通事故により変形性膝関節症を発症することは考えられないこと、事故時に車内で膝部をぶつけた程度で、半月板損傷が発症するとは考え難い旨述べている。また、B医院の最終受診日から約8か月後に受診したE医師及びF医師も、本件事故と本件傷病の因果関係は不明であるとの所見を述べている。
- (3) さらに、G医師は、平成○年○月○日付け面接調査顛末書において、平成○年○月○日撮影のX線フィルムでは、かなり右膝関節の変形が進んでおり、左膝にも変形した部位があることから両膝に加齢的な変化が生じていると考えられ、請求人の変形性膝関節症は加齢が原因であると判断している。この点、請求人は、G医師の当該判断は確率や統計に基づくものではなく希望的観測や思い込みによるものであり妥当ではないと反論しているが、請求人の当該主張には格別根拠が示されておらず、採用できない。
- (4) したがって、請求人の右変形性膝関節症については加齢によるもので本件事

故とは関係がなく、また、右膝内側半月板損傷についても本件事故との相当因果関係が認め難いものであり、請求人の本件傷病と本件事故との間に相当因果関係があるとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付の一部を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。